

平成31年1月16日

各社御中

ようてい農業協同組合
代表理事組合長 八田 米造

平成31・32年度 指名競争入札参加資格審査申請（指名願い）の受付について

日頃、当JAの事業推進にあたりましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、平成31・32年度にようてい農業協同組合が発注する建設工事および設計等に係る指名競争入札に参加を希望する方は、下記により受付を行いますので関係書類の提出をされますようご案内申し上げます。

記

1. 審査基準日 平成31年1月1日
2. 資格の種類ごとの要件 別紙の通り
3. 資格の有効期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日迄（2ヵ年）
4. 受付について
 - 1) 受付期間 平成31年1月16日（水）～3月29日（金）迄
（但し、持参提出時は土曜日・日曜日・祝日を除きます。）
 - 2) 受付時間 午前9時～午後5時
 - 3) 受付場所 虻田郡倶知安町南1条東2丁目
ようてい農業協同組合 2階 管理本部 企画経営課
5. 提出書類 別紙の通り
6. 提出方法 持参または郵送により提出して下さい
（郵送の場合、受理票の返信を希望の方は、返信用封筒にその封筒にあった金額の切手を貼付し、同封して下さい。）
7. お問い合わせ先 管理本部 企画経営課（担当：橋本）
TEL（0136）21-2311

【資格の種類ごとの要件】**(1) 建設工事を申請する方**

建設工事とは、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事管工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、塗装工事、道路標識設置工事、造園工事、機械器具設置工事の13種類とし、建設業法による許可を必要とする工事種別とします。

- ① 建設業法による許可を受けてから、審査基準日現在において引続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 工事種別に対応する業種について、建設業法に基づく経営事項審査を受けていること。

(2) 設計等を申請する方

設計等とは、建築設計、造林、土木設計、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成の7種類で建設業法による許可を必要としない種別とします。

- ① 測量を希望する場合には、測量法による測量業者の登録が、また、建築設計を希望する場合（建築設備のみの設計を業とするものを除く）には建築士法による1級建築士事務所又は2級建築士事務所の登録が必要です。
- ② 審査基準日において引続き1年以上その事業を営んでいることが必要です。（審査基準日の直前1年間に希望する種別に関して事業高があることが必要です。）

【提出書類】**(1) 建設工事を申請する方 ※北海道市町村統一様式を使用願います****①建設工事等競争入札参加資格審査申請書**

※宛名は「ようてい農業協同組合 代表理事組合長 八田 米造」と記入下さい。

②建設工事入札参加資格審査申請書付票**③経営事項審査結果通知書（写）****④工事（事業）経歴書**

※工事経歴書の写しを直前2年度決算分提出して下さい。

⑤工事経歴集計表**⑥技術者名簿**

※④・⑤・⑥について、独自の様式で既に作成済みの場合は、それを添付してください。

⑦登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写）

※申請日前3月以内のものを提出して下さい。

⑧建設業許可通知書（写）、建設業許可申請書別表（写）、廃業届（写）**⑨産業廃棄物処分業許可証（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）****⑩建設業退職金共済事業加入・履行証明願（写）****⑪納税証明書（写）**

※直近1ヵ年分の「法人税（国税）」又は「法人事業税（道税）」の何れか1部の写しとします。

⑫印鑑証明書（写）**⑬決算書（写：直近営業年度のもの）****⑭誓約書（別紙：様式1）※JAようていホームページから印刷願います。**

(2) 設計等を申請する方 ※北海道市町村統一様式を使用願います

①建設工事等競争入札参加資格審査申請書

※宛名は「ようてい農業協同組合 代表理事組合長 八田 米造」と記入下さい。

②設計等入札参加資格審査申請書付票

③事業経歴書

ア) 直前1年度決算分の事業経歴書を、希望する資格ごとに別様に作成して下さい。

イ) 資格の種類は、上記要件に記載の7種類とし、希望する資格のみ作成して下さい。

④技術者名簿

※③・④について、独自の様式で既に作成済みの場合は、それを添付して下さい。

⑤登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写）

※申請日前3月以内のものを提出して下さい。

⑥建築士事務所登録申請書（写）

⑦測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）（写）

⑧その他の登録に係る登録通知書の写し

※建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント又は計量証明事業登録規程による登録を受けている場合の「登録通知者」をいいます。土木設計、地質調査又は技術資料作成の資格を希望する場合で、これらの登録を受けている方は、写しを提出して下さい。

⑨納税証明書（写）

※直近1ヵ年分の「法人税（国税）」又は「法人事業税（道税）」の何れか1部の写しとします。

⑩印鑑証明書（写）

⑪決算書（写：直近営業年度のもの）

⑫誓約書（別紙：様式1）※JAようていホームページから印刷願います。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成三年五月十五日法律第七十七号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|----------|--|
| 一 | 暴力的不法行為等 | 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。 |
| 二 | 暴力団 | その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。 |
| 三 | 指定暴力団 | 次条の規定により指定された暴力団をいう。 |
| 四 | 指定暴力団連合 | 第四条の規定により指定された暴力団をいう。 |
| 五 | 指定暴力団等 | 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。 |
| 六 | 暴力団員 | 暴力団の構成員をいう。 |
| 七 | 暴力的要求行為 | 第九条の規定に違反する行為をいう。 |
| 八 | 準暴力的要求行為 | 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |